

昭和31年10月19日着電信字

重光大臣あて 在ワントン谷大使宛

濃縮ウラン受入小に就いて

10月18日発貴電の次第をAECに申し入れたところ、結果次のとおり。

1. 追加量に就いての paragraph を除くことには AEC は異存ないが、AEC の意見としては日本において原子炉内の事故（例えば容器の腐蝕による燃料溶液の汚染等）のため燃料を取替える必要が生じた場合、上記の paragraph が無いと燃料の取替えに暇がかかり、使用者にとって不便を生ずる恐れもあるから、この点は日本の科学者と相談済のところはともかく、やうする場合はむしろ上記の paragraph を残しておく方が日本にとって便利であると考え。
2. 日本が借用する U-235 の全量が 2 キログラムとすることには AEC では異存ないが、その内容（炉内に入る量と予備として見積りた量の区別）が明示されることを希望する。
3. レンタル・チャージのうち、AEC の見解 次のとおり。
 - (1) 加工費については共同会社の仕事であるため、AEC としてコミットすることはできない。
 - (2) 梱包費については、日本における場合には燃料には放射能が殆んどなく、なにより特別の梱包を要するから必要な容積と重量から推算願いたく、又使用済のものを返却する場合にはこれに必要な梱包の方法について近日中に通報するから、上記に基づいて推算したい。
 - (3) 回収費については上記の(2)と同時に通報越えか（内容は10月12日発往貴電にて報告した同様の、同様の及びダイリューション・チャージに就く英文字句はいまだ検討中である）。
4. 全チャージは日本政府より AEC に支払う金額全部の意味であって AEC としては、日本より年に1回は燃料の少くとも1部分をリプロセスのために返還されるものと推定し、その時期に燃料を分析してレンタル・チャージ・ロスおよびダイリューション・チャージ、ケミカルリプロセス・チャージを全部計算して支払いを求めたが、今回の申し入れにより日本側は事故でもない限り1年以上、場合によってはアグリーメントの期間終了まで燃料は返還しない予定と推定されるので AEC ではチャージの支払い方法、と支払い時期については至急再検討の必要を生じ、恐らく対

スズ・アグリーメントと似た手法に戻るであらう。

5. インспекションに関しては、

- (1) 「日米協議の決定せる施設」として米側では一応米国民間施設を
考えており、検査を行う能力があると考えられる施設のリストを近期中に
通報する予定。
- (2) 検査費用に関しては、日本側に引渡前前の検査費用は調査の上回答する
が極めて小額なる筈であり、日本側より返還するその費用は放射能の強い
サンプルを扱うため、引渡前の検査よりはるかに高価なものとなるうとの説
明であった。よって当該返還時の検査費用は米側に支払うのが妥当と
思われる旨の意見を述べたところ、先ずはもし日本側がAEC施設による検
査を承認すればAEC施設において米政府の費用を以て検査するが、もし
民間会社に行わせる場合はその費用については即答できまいと述べていた。
- (3) 燃料要素の検査に伴う証明書については硫酸ウラン溶液の濃度と
量に関する証明書は10月4日発信電で報告した「両国政府の同意せる検
査施設」の証明書を両国政府が受取ることとなり、又加工業者にAECより
渡すべきUF₆の量と質については米側としてはAECより日本政府への
回答文書をもって証明書に代えたいとの意向であったが、特に日本が希望
する濃縮度について *letter of certification* を求めているとの口
振りである。ただし、その場合UF₆の純度は極めて高く不純物の量を
スピンファイブにすることは困難であると述べていた。

6. 協定のタイトルをはじめとする字句修正については、御回答のラインを強く主張した
が、米側は根本的には反対する理由なく不可能とはいわないが、このよう
な全般的字句修正と合から行うならば時間的に日本の希望する時期に合
に合わせることは相当困難である旨述べていた。米側は単なる商業・コン
トラクトと同様のものと考えており、余りフォーマルなものとしたくない旨重ねて
強調していた。

以上の諸点に関し至急回電ありたい。特にオ6項に関し、国際協
定の形に整えることについてわが方として譲歩の余地がないものである
否を折返し回電願いたい。